

## 第4部 風水害対策計画

第1編 総則 .....	337
第2編 風水害予防対策 .....	341
第3編 風水害応急・復旧対策 .....	350

## 第1編 総則

### 第1章 計画の方針

#### 第1 計画の目的及び前提

##### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条に基づき中央区防災会議が作成する計画の一環として、区の地域に係る風水害に関し、防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、予防対策、応急・復旧対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

##### 2 風水害に関する動向

###### (1) 国の動向

ア 大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じた平成27年の関東・東北豪雨によって、明確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性が課題として挙げられ、平成29年6月に水防法等が改正された。

国土交通省は、水防法の施行にあわせて、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実行性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画をとりまとめた。これを受け、国直轄河川では大規模氾濫減災対策協議会が設置された。

イ 西日本で甚大な被害を生じた平成30年7月豪雨等を踏まえ、平成31年1月に、「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、上記計画を改定した。

同年3月には「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、住民等が情報の意味を直観的に理解できるよう5段階の警戒レベルを用いた避難指示等の発令基準を定めた。

ウ 令和元年5月に防災基本計画を修正し、水害に係る避難対策に関する修正を行い、「自らの命は自ら守る」という『自助』の考え方を踏まえた住民主体での防災対策の方向性を示した。

エ 令和元年房総半島台風（台風第15号）及び東日本台風（台風第19号）等に関する課題や教訓を踏まえ、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が令和3年5月から施行され、「避難勧告等に関するガイドライン」を「避難情報に関するガイドライン」として改定した。

###### (2) 都の動向

ア 平成29年6月の水防法改正に伴い、都道府県においても大規模氾濫減災協議会が創設された。東京都管理河川では区市町村等関係機関が減災のために協力・連携する「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」を設置し、平成30年6月には、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施するために都や区市町村等の関係機関が取り組む事項について「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」として取りまとめた。

イ 平成30年7月豪雨等の被害を受け、防災事業の緊急総点検を実施するとともに、令和元年の台風第15号及び19号等の被害を受け、「大規模風水害検証会議」（期間：令和元年11月6日から28日まで）を設置し、風水害対策について検証を行うなど、これらの動向を踏まえて地域

防災計画（風水害編）を策定した。

ウ 避難勧告と避難指示の一本化等、避難情報の改正を踏まえ、令和3年に地域防災計画（風水害編）を修正した。

### (3) 区の動向

ア 荒川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会及び東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会等に参画し、命を守る避難行動や被害軽減の取組等について情報共有を図っている。

イ 国や都の動きを踏まえ、令和6年の区防災計画の修正では、令和3年5月に改正された災害対策基本法及び水防法との整合性を図った。

### 3 計画の前提

区の地域では、これまで時間雨量50mm程度の降雨に対処できるよう、中小河川及び下水道施設の整備が進められており、現在では区内を流れる河川の氾濫による水害の恐れは少なくなっている。

一方で、都区部においては地面の大部分が建物やアスファルトで覆われており、集中豪雨の際、河川は氾濫しなくとも低地や地下街が浸水する都市型水害の発生が懸念されるほか、近年の異常気象等により、大規模な河川氾濫や高潮が発生するおそれがある。

この計画では、予測し難い気象変化などに伴う突発型の被害に備えるとともに、近年の風水害の実績に加え、国や都が作成した浸水想定（予想）区域図を基に、各防災機関等が可能な限り有効かつ適切に対処することを前提とする。

## 第2 近年の本区の風水害被害

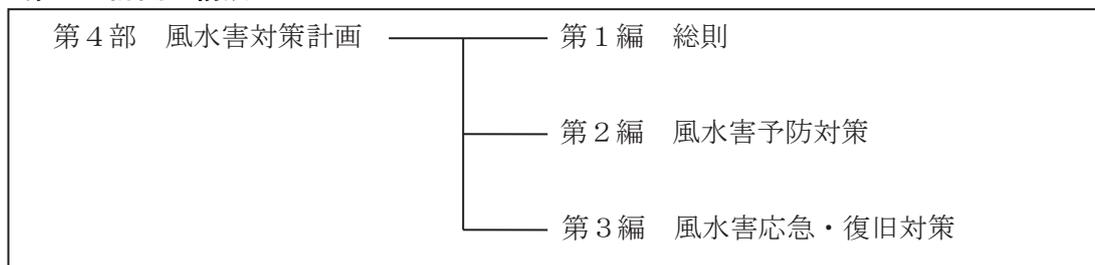
発生年月日	災害の原因	降雨量 (mm)		最大瞬間風速 (m/s)	被害状況
		総雨量	最大1時間 降雨量		
平成12年7月4日	集中豪雨	331.0	82.5	—	建物浸水 21件 道路冠水 4件 倒木 1件
平成12年7月7日	台風3号	189.0	28.5	25.4	道路冠水 3件 倒木 4件
平成14年7月10日	台風6号	60.5	18.0	27.4	道路冠水 1件 倒木 4件
平成14年10月1日	台風21号	66.5	18.5	33.2	倒木 19件
平成15年8月9日	台風10号	24.5	6.5	26.8	道路冠水 2件 倒木 24件
平成16年6月21日	台風6号	16.0	9.0	25.8	倒木 2件
平成16年8月30日	台風16号	38.5	14.5	34.9	倒木 3件
平成16年9月7日	台風19号	89.0	4.4	33.5	倒木 3件

発生年月日	災害の原因	降雨量 (mm)		最大瞬間風速 (m/s)	被害状況
		総雨量	最大1時間 降雨量		
平成16年10月9日	台風22号	282.5	69.5	28.0	半地下浸水 2件 道路冠水 7件 倒木 7件
平成16年10月20日	台風23号	214.5	38.0	27.8	半地下浸水 1件 道路冠水 1件 倒木 1件
平成17年5月23日	集中豪雨	37.0	34.5	—	道路冠水 5件 倒木 8件
平成18年12月26日	集中豪雨	154.5	18.0	—	道路冠水 1件
平成19年7月15日	台風4号	128.0	16.5	21.7	倒木 1件
平成19年9月6日 9月7日	台風9号	107.5	23.5	29.0	人的被害 1件 倒木 55件 建物被害 2件
平成21年10月8日	台風18号	127.0	51.0	30.2	倒木 10件
平成22年9月8日	台風9号	102.0	68.0	12.3	道路冠水 1件
平成23年8月19日	台風6号	57.0	31.5	13.9	道路冠水 3件
平成23年8月26日	台風12号	88.5	55.0	13.5	道路冠水 3件
平成23年9月21日	台風15号	124.0	28.0	36.0	倒木 144件
平成24年6月19日	台風4号	72.5	20.5	32.7	倒木 9件
平成24年9月30日	台風17号	13.0	10.5	29.6	倒木 3件
平成25年9月16日	台風18号	16.5	8.5	32.5	倒木 9件
平成25年10月15日	台風26号	69.5	14.5	11.6	道路冠水 3件
平成26年10月5日	台風18号	148.5	17.0	10.9	倒木 2件
平成26年10月13日	台風19号	49.0	15.5	19.3	倒木 1件
平成27年7月16日	台風11号	63.5	28	17.4	倒木 1件
平成28年8月22日	台風9号	106.5	24.5	22.9	倒木 9件
平成28年9月20日	台風16号	91.5	18	12.4	倒木 1件
平成29年9月17日	台風18号	52	5.5	22.5	倒木 8件

発生年月日	災害の原因	降雨量 (mm)		最大瞬間風速 (m/s)	被害状況
		総雨量	最大1時間 降雨量		
平成29年10月22日	台風21号	147.5	15	29.9	倒木 17件
平成30年7月28日	台風12号	52	16	19.3	倒木 1件
平成30年8月8日	台風13号	41	5	14.8	倒木 1件
平成30年9月4日	台風21号	14.5	8	26.8	倒木 5件
平成30年10月1日	台風24号	18	19	39.3	倒木 69件
令和元年9月9日	台風15号	119	36.5	31.4	倒木 136件 建物被害 8件
令和元年10月12日	台風19号	209.5	27.5	41.5	倒木 38件 建物被害 15件
令和3年7月11日	集中豪雨	17.5	17.0	9.0	建物被害 1件

※ 降雨量、最大瞬間風速の数値は、気象庁（大手町観測所（平成26年以前分）、北の丸観測所（平成27年以降分））のデータを使用。

### 第3 計画の構成



## 第2章 河川、港湾及び下水道等の整備概要

### 第1 河川の現況

区内の河川を水系別に大別すると、荒川水系と独立水系に分けられる。管理体系別にみると国土交通省が管理する一級河川は荒川水系の隅田川があり、神田川・日本橋川及び亀島川が合流しながら、また月島川は隅田川から分流し、いずれも東京湾に注いでいる。都（建設局）が管理する二級河川は独立水系の築地川・汐留川が指定されている。

なお、一級河川の管理は国が都に委任しており、隅田川を除く区内河川の維持管理等の一部を「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」の範囲内において、区で処理している。

### 第2 河川、港湾及び下水道等の整備概要

※ 河川、港湾及び下水道等の整備概要については、第2部第3編第1章「第2 河川・港湾」（91ページ）を参照。

## 第2編 風水害予防対策

### 第1章 風水害への対応

#### 【基本的な考え方】

近年、全国で記録的な豪雨が頻繁に発生する中、河川氾濫や高潮による被害のほか、河川流域における市街化の進展と相まった都市型水害も多く発生している。水害の被害を最小限にとどめていくためには、河川や防潮堤、下水道の整備等多大な費用と時間を要するハード面での水害対策のみでは十分とはいえ、防災関係機関による水防活動に加え、区民等一人一人が風水害の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を整えていくことが重要である。

区は、治水事業の推進をはじめとするハード対策とともに、水害防止に関わるさまざまな情報を区民等に積極的に周知しながら各関係機関との協力・連携のもと、水害の防止や、被害の軽減を図るための方策を講じていく。

#### 第1 「地域ぐるみ」の防災力向上

##### 1 自助による区民の防災力の向上

- 自らの命は自ら守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は防災拠点等に行く必要はなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、風水害の予報が出た場合は、こまめに気象情報等を収集する。
- 区の洪水ハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴等を把握し、室内外の安全対策及び備蓄、側溝や建物の排水溝を清掃するなど必要な災害への備えを行う。
- 水、食料、衣料品、携帯用ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、あらかじめ風水害時の防災行動や避難のタイミング等について家族で話し合っておく。

##### 2 区等による取組

- 区民等がいつでも必要な情報を入手できるよう、豪雨時の危険性などを紹介したリーフレットや、想定される浸水の範囲及び避難所などの情報を掲載した洪水ハザードマップを窓口で配布するとともに、ホームページやLINE等のSNSを通じて風水害への注意を喚起している。
- 防災拠点での訓練や町会等への防災出前講座等を通じて、風水害に関する知識や意識の向上を図っている。
- 小中学校において、過去からの教訓を踏まえた防災学習を実施し、防災行動の大切さについて普及啓発を図っている。

##### 3 各防災機関の取組

- 都は、防災ブック等の作成や防災機関と連携した普及イベントの開催のほか、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。また、ホームページで区のハザードマップの基とな

る浸水予想区域図や、水防災総合情報システムによる河川水位・雨量などの情報を提供している。

- 消防署による防災教育等については、第2部第4編第2章（155ページ）を参照。
- 鉄道施設による防災教育等については、第2部第3編第2章（103ページ）を参照。

## 第2 浸水想定区域の指定及び水深の公表

### 1 浸水想定区域図

- (1) 水防法（昭和24年法律第193号）の改正（平成27年7月19日施行）により、国又は都は洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定することが義務付けられた。それに伴い、国又は都（建設局）では、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表している。
- (2) 浸水情報は、①「区民が、地域における水害に関する危険性を知り、自ら対策するための資料とする」②「建築計画を立てる際に、浸水防止を図るための事前資料とする」③「円滑な水防活動を行うための資料とする」などを目的に公表するものであり、区では浸水想定（予想）区域図や浸水実績図を備え、公表している。

《本区に関連する区域》

- 「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（平成30年9月国土交通省）」
- 「荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域図（平成30年3月東京都）」
- 「東京都高潮浸水想定区域図（平成30年3月東京都）」

### 2 浸水予想区域図

都では、都市型水害対策検討会及び連絡会において、都が管理する河川（島しょ除く）流域ごとに浸水予想区域図を作成・公表しており、いずれも想定し得る最大規模の降雨を対象としている。

《本区に関連する河川》

- 「神田川流域浸水予想区域図（平成30年3月都市型水害対策連絡会（神田川流域）」
- 「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（令和3年3月都市型水害対策連絡会（隅田川及び新河岸川流域）」
- 「江東内部河川流域浸水予想区域図（令和2年3月都市型水害対策連絡会（江東内部河川流域）」

## 第3 洪水ハザードマップの作成と公表

「洪水ハザードマップ」とは、浸水想定（予想）区域図をもとに、想定される浸水の区域や深さ、避難場所や避難時の心構えなどの情報をわかりやすくまとめ記載した図面をいう。「洪水ハザードマップ」を事前に周知することは、区民の防災危機管理意識の向上や自主的避難体制の確立など、洪水の被害軽減に資する取組について極めて有効とされている。

本区では3河川流域の浸水予想区域図を基にした「中央区洪水ハザードマップ（隅田川・神田川・日本橋川版）」及び「荒川水系荒川流域浸水想定区域図（平成30年9月国土交通省）」を基にした「中

中央区洪水ハザードマップ（荒川版）」を作成・公表している（※）。

※ 隅田川・神田川・日本橋川流域（総雨量690mm、時間雨量153mm）・荒川流域（3日間総雨量632mm）

※ 中央区洪水ハザードマップ（隅田川、神田川、日本橋川版）は、資料編(138ページ)を参照。

※ 中央区洪水ハザードマップ（荒川版）は、資料編(140ページ)を参照。

#### 第4 河川氾濫及び高潮への対策

国土交通省は「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を改定し、都は「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」を取りまとめるなど、円滑かつ迅速な避難の確保や的確な水防活動に向けて、防災機関が連携した取組が進められているところである。

本区においても、国や都が設置した「荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」に参画し、防災機関との連携強化を図っている。

引き続き、国や都、近隣区などの動向を踏まえながら荒川氾濫時における広域避難や高潮氾濫への対策について、検討を進めていく。

#### 第5 都市型水害への対策

##### 1 内水氾濫による被害

近年、東京では、1時間に50mmを超える集中豪雨に見舞われることが多くなり、100mmに達する最大1時間降雨量も記録されるなど、内水の氾濫による被害が数多く発生している。とりわけ、地下鉄、地下街、ビルの地下室など、地下利用が高度に進んだ都心部では、内水氾濫に伴う地下空間の浸水による甚大な被害が予想されており、今や水防活動における内水氾濫への対応は重要な課題となっている。

内水氾濫は発生箇所の予測が困難であるとともに、随所で同時多発的に生じる可能性がある。そのため、内水氾濫による水害の発生に際して、区及び防災機関は、連携して被害状況等の情報交換に努めるとともに、各々の役割を的確に果たすものとする。

##### 2 総合的な治水対策

区では、地域の特性に合わせた流域対策の一環として、都が策定した「東京都豪雨対策基本方針（令和5年12月改定）」に基づき、都による河川や下水道の整備と連携しながら、公共施設を中心に雨水流出抑制施設の設置を推進している。

#### 第6 区及び防災機関の防災訓練等

##### 1 水防訓練

水防法に基づく都水防計画あるいは消防計画中の水災防ぎょ計画を円滑適正に遂行することを目的として、区、都建設局、第一消防方面本部、消防署、消防団等関係機関が緊密な連携をもって、水防工法の習熟を図るとともに実践的災害活動の習熟に努めるものとする。

##### 2 実施要領

###### (1) 訓練項目

ア 水防事象並びに水防活動に必要な知識の習得

イ 参集及び部隊編成訓練

- (ア) 参集者及び参集時間の把握
- (イ) 先着参集者等による部隊の緊急編成要領
- (ウ) 編成隊員の把握及び資器材等の点検要領

ウ 情報通信訓練

- (ア) 機器の取扱要領
- (イ) 情報の送受信要領
- (ウ) 収集した情報の整理分析要領

エ 本部運営訓練

- (ア) 各係間の連携と任務の推進要領
- (イ) 収集した情報に基づく部隊の運用要領
- (ウ) 状況判断要領
- (エ) 報告、指揮命令の伝達要領

(2) 防ぎよ訓練

ア 各種水防工法

- (ア) 救出、救助要領
- (イ) その他、水災時の活動に必要な訓練等

イ 総合訓練

基本訓練により習得した各種基本技術を一定の想定のもとに総合的に実施することを主眼とし、次の事項も併せ実施する。

- (ア) 状況判断及び部隊運用
- (イ) 防災各機関との連絡、連携

ウ 実施の規模及び期間

区環境土木部、消防署及び消防団が協働して、原則として毎年台風シーズン前に実施するほか、消防署を中心として次のとおり訓練を行う。

- (ア) 区及び関係防災機関は、連携、緊密化を図るため協力又は協働して、総合的な水防訓練を実施する。
- (イ) 関係各機関は、各機関が定める計画に基づき風水害被害を想定した水防訓練を実施する。

2 高潮、津波防ぎよ訓練計画（東京港建設事務所）

(1) 方針

高潮（台風）、地震、津波等における水災を防ぎよするため、当所所管の海岸保全施設（水門、排水機場、陸こう、逆流防止扉、護岸）をもって対処するものである。訓練においては、水防活動の手引（東京港海岸保全施設管理細則）に基づき、訓練要領を作成し、実施する。

(2) 実施要領

訓練想定内容、実施方法については、訓練要領により行い総合訓練とする。

ア 訓練項目

- (ア) 施設の操作
- (イ) 職員の招集・配置
- (ウ) 情報の収集及び関係機関への連絡

- (エ) 機器の点検及び安全の確認
- (オ) 高潮本部設置運営
- イ 実施時期及び場所
  - (ア) 実施時期
    - 高潮（台風）を想定する訓練 例年7月初旬
    - 地震、津波を想定する訓練 例年9月初旬
  - (イ) 場 所
    - 東京港建設事務所所管の海岸保全施設所在地

3 警備訓練

※ 第2部第4編第3章「第2 警備訓練」（161ページ）を参照。

## 第2章 避難体制の整備

### 第1 指定緊急避難場所の指定

平成25年6月に災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）が公布され、区市町村長による指定緊急避難場所の指定制度が平成26年4月1日から開始された。

災害対策基本法第49条の4の規定では、異常な現象の種類ごとに「指定緊急避難場所」を指定することになっている。

《本区における指定緊急避難場所（洪水・浸水及び高潮）》

- 防災拠点（避難所） ※ 防災拠点（避難所）一覧は248ページを参照。
- 区役所（築地一丁目1番1号）
- 日本橋区民センター（日本橋蛸殻町一丁目31番1号）
- 月島区民センター（月島四丁目1番1号）
- 晴海区民センター（晴海四丁目8番1号）

### 第2 避難確保計画の作成推進及び訓練の実施

近年の洪水災害等では、外の様子がわからない地下街等の利用者や、避難に比較的時間を要する高齢者・保育園児などが多く被災している。被災を防ぐためには、これらの施設に洪水予報等を確実に伝達するとともに、施設管理者が利用者の避難誘導を迅速に行うことが重要である。

#### 1 避難確保及び浸水防止計画の作成・自衛水防組織の設置

区は、本防災計画に定める地下街等の所有者又は管理者に対して、避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、区への報告及び公表を行うこと、また、自衛水防組織を設置し、洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練の実施について指導していく。

本防災計画に定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対しては、避難確保計画の作成し区へ報告すること、自衛水防組織の設置に努めること、洪水時等の避難確保を図るために必要な訓練及びその結果報告を行うことについて指導していく。令和3年水防法改正では、避難確保計画や避難訓練に対し、助言・勧告をすることができるとされた。

#### 2 水防法第15条第1項に基づき定める事項

水防法第15条第1項に基づき、荒川浸水想定区域、神田川浸水想定区域及び高潮浸水想定区域について、区防災計画に定める事項は次のとおりである。

##### (1) 洪水予報等の伝達方法

区民への重要な情報の伝達は、災対財政広報部により、基本的に区防災行政無線及び広報車を通じて行う。さらに、コミュニティFM局等と連携し、状況に応じて、避難指示等の情報のほか、被害状況、交通情報等きめ細やかな情報を提供する。

##### (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

洪水時は、浸水想定区域図上で浸水のおそれがない地域または堅固な建物の3階以上への避難を原則とする。

避難場所は、応急対策計画に示す指定緊急避難場所のうち、水害時に使用可能な施設とする。避難にあたり、地下駅通路やアンダーパス等は急な浸水のおそれがあるため経路としないよう

広報活動を行う。

- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

※ 本編第1章「第6区及び防災機関の防災訓練等」(343ページ)を参照。

- (4) 浸水想定区域内の施設の名称及び所在地

浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）で、利用者の洪水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）における円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等において浸水の防止を図る必要がある施設の名称及び所在地については、資料編(142ページ)のとおりとする。

また、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）で、利用者の洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設の名称及び所在地については、資料編(143ページ)参照のとおりとする。

### 第3章 水防資器材の整備

#### 第1 区・環境土木部

水防倉庫、水防用資器材及び土砂採取場所は次のとおりである。

《水防資器材》

品名	保管場所	単 位	八丁堀詰所			計
			八丁堀4-1-5	日本橋道路事務所 蛸殻町1-31-1	月島道路事務所 月島4-1-1	
金 槌		丁	5	5	5	15
パール		丁	2	2	2	6
大ハンマー		丁	2	2	2	6
杉正角		本	10	10	10	30
ベニヤ板		枚	40	60	50	150
たる木		本	10	10	9	29
かつぎ棒		本	14	10	10	34
スコップ		丁	90	90	80	260
つるはし		丁	35	30	30	95
掛矢		丁	10	10	10	30
もっこ		枚	30	60	29	119
な た		丁	5	5	5	15
鋸		丁	16	6	6	28
ラチェットレンチ		丁	8	8	8	24
ペンチ		丁	5	5	6	16
鉄線ばさみ		丁	3	3	3	9
一輪車		台	3	3	3	9
単 管		本	30	30	20	80
単管継手		個	40	60	40	140
フルコン土嚢		枚	550	560	500	1,610
SPパイル		本	120	120	100	340
鎌		丁	20	15	15	50
カスガイ		本	16	40	40	96

なお、他に針金、釘、杉丸太、板、化繊ロープ等を備蓄している。

《土砂採取場所》

場 所			採取可能量 m <sup>3</sup>	
京橋地域	入船1-1-1	桜川公園	130	660
	湊1-5-1	鉄砲洲児童公園	90	
	築地7-19-1	あかつき公園	440	
日本橋地域	日本橋堀留町1-1-16	堀留児童公園	40	1,200
	日本橋兜町15-3	坂本町公園	200	
	日本橋浜町2-59-1	浜町公園	960	
月島地域	月島4-2-1	月島第一児童公園	80	3,060
	晴海1-3-29	新月島公園	2,980	

## 第2 第一建設事務所

《第一建設事務所が所管する倉庫及び水防用備蓄資器材》

- 明石町倉庫 中央区明石町5-21
- 第一建設事務所 水防資器材

土のう 袋	大型 土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	軽量 鋼板 枚	シート m <sup>2</sup>	鉄線 kg	杭 本	縄 m	ショ ベル 丁	ツル ハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線 カッター 丁	もっこ 丁	一輪車 台	倉庫 面積 m <sup>2</sup>
9,960	50	470	1,526	110	3,486	25	34	12,750	180	15	2	6	2	3	10	2	76.0

### 第3編 風水害応急・復旧対策

#### 応急・復旧活動フロー

機関名	発災（被害の発生）					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
気象庁	○気象情報の発表	○気象解説ホットライン	○早期注意情報（警報級の可能性）	○大雨、洪水高潮注意報発表	○大雨、洪水警報発表 ○高潮注意報発表	○大雨特別警報発表 ○高潮警報発表 ○高潮特別警報発表
		○大雨、洪水高潮注意報発表 ○氾濫注意情報発表	○大雨、洪水警報発表 ○高潮注意報発表 ○氾濫警戒情報発表	○高潮警報発表 ○高潮特別警報発表 ○氾濫危険情報発表	○大雨特別警報発表 ○氾濫発生情報発表	
防災危機管理センター	○気象情報の収集、分析、提供	○環境土木部との連携	○都からの注意喚起等	○都へ情報報告	○各部へ注意喚起等	○被害状況の収集
		○都からの注意喚起等	○都等からの情報連絡要員（リエゾン）受入れ	○危機管理対策連絡室の設置検討・設置	○本部の設置検討・設置	○非常配備態勢の発令
水防本部（環境土木部）	○気象情報の収集・伝達	○防災危機管理センターとの連携	○水防本部の設置	○工事現場・管理施設等の巡視・被害状況収集	○資器材の調達・搬送	○応急復旧要請への対応
				○応急復旧工事調整	○被災施設等の応急復旧	

・情報連絡期（警戒レベル3相当）の高潮注意報発表は、警報に切り替える可能性が高い場合

**【基本的な考え方】**

区は、気象状況により、水防本部を設置するとともに、都第一建設事務所、都港湾局、消防署及び消防団と連携し、状況に応じた水防態勢により、水門、排水機等の操作、監視及び警戒、水防活動を実施して、浸水や強風等による被害の軽減を図る。

大規模な風水害の発生が予測される場合、区は、気象情報や洪水予報の周知や避難指示等の発令を適時に実施して、区民に早めの避難や安全確保を呼びかけるとともに、状況に応じて危機管理連絡室及び災害対策本部を設置し、消防署などの水防機関と連携しながら、浸水地域における救援・救護活動を迅速かつ適切に実施し、人命の安全を図る。

## 第1章 水防態勢

### 第1 区及び都の役割分担

- (1) 区は、水防管理団体（水防管理者は区長）として、水防法第3条の規定に基づき区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

#### 《区の態勢》

○ 水防連絡会議の開催

台風の接近により風水害が発生するおそれがある場合、環境土木部及び総務部防災危機管理課による水防連絡会議を開催し、水防本部の設置や職員の配備態勢など水防態勢の確認を行う。

○ 危機管理対策連絡室の設置

台風が直撃又は本区に大きな影響を与える可能性があるなどの場合、第5部第2編第3章「区の態勢」(386ページ)に定める事案のレベル2として、危機管理対策連絡室を設置し、必要に応じて自主避難所の開設などの対応方針を決定する。

○ 災害対策本部の設置

台風により大雨などの特別警報発令が予想される場合、又は気象庁、荒川下流河川事務所、都とのホットラインにより警戒態勢を準備する旨の連絡があった場合、災害対策本部(143ページ)を設置するとともに、必要に応じて避難指示等の発令、指定緊急避難場所の開設などの対応方針を決定する。

- (2) 都第一建設事務所及び東京港建設事務所は、水防法第3条の6の規定に基づき管内の水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう必要な情報や、資材の提供及び技術的な援助の実施などの調整を図り、十分な水防を確保する責任を有する。

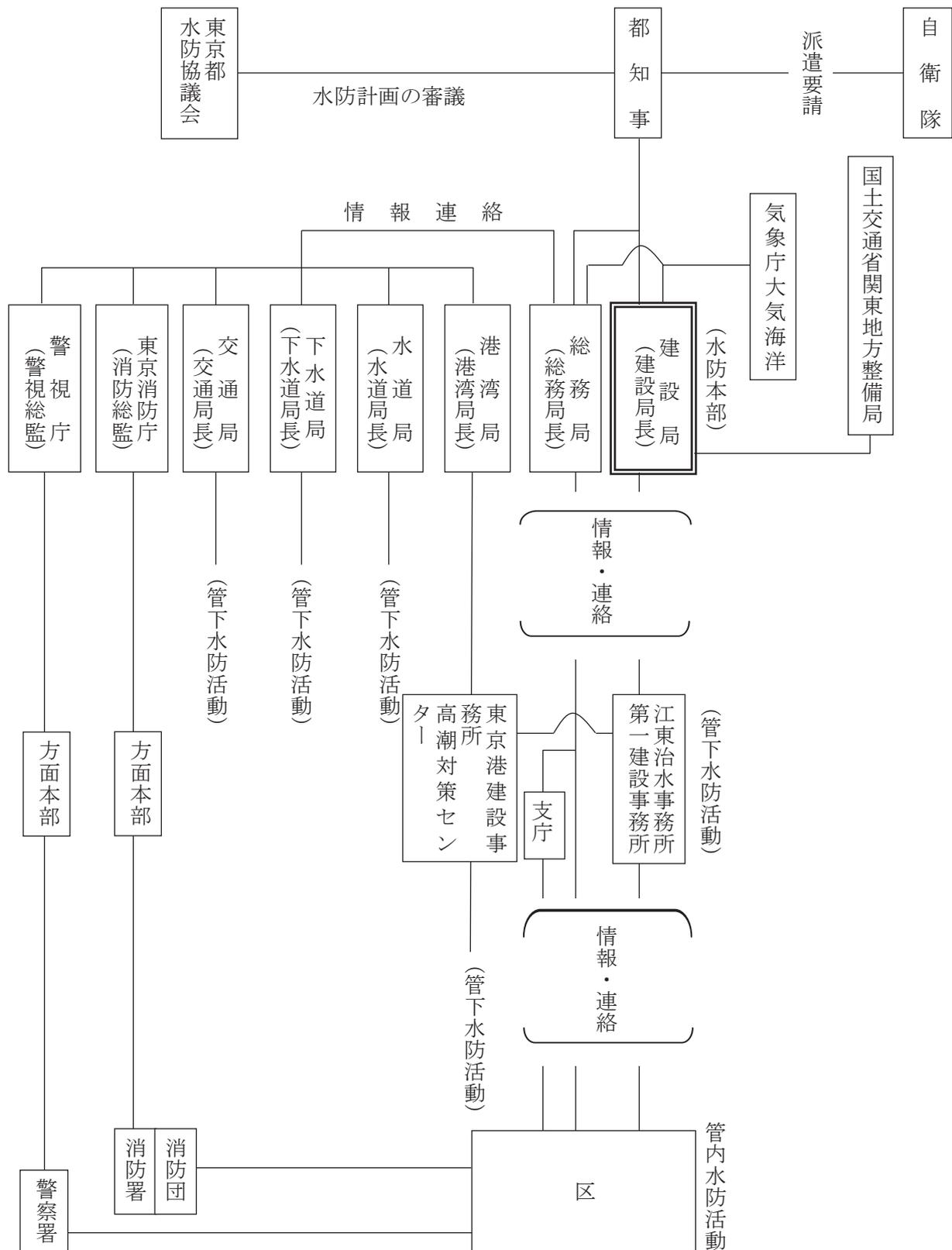
### 第2 区域

水防管理団体の水防区域は、その行政区域内とする。

### 第3 都及び区の水防態勢の位置付け

都における水防組織及び区における各防災機関との水防態勢の位置付けは、図(353ページ)のとおりである。

図 水防態勢の位置付け



(注) 都本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間それに統合される。

1 区の水防態勢

区は気象状況により、環境土木部長が必要と認めたとき、区水防本部を設置する。

大雨、洪水、津波若しくは高潮等のおそれが解消し、区内における水防活動がおおむね終了したとき、又は本部が設置されたときは水防本部を廃止する。

2 区・環境土木部の水防態勢

区の水防計画の定めるところにより活動態勢をとる。

班 名	業務分担
本部長 (環境土木部長)	総括指導
庶務班 (管理調整課長) (交通課長) (副参事)	1 配備人員の招集及び掌握に関すること。 2 各班の連絡調整に関すること。 3 各班の応援に関すること。 4 各班に属さないこと。
情報連絡班 (管理調整課長)	1 雨量、水位、潮位、流量等の情報収集、整理に関すること。 2 水防実施状況の調査及び報告に関すること。 3 関係機関との情報連絡に関すること。 4 水防活動の記録、整理、報告及び対外発表に関すること。 5 地下街等及び要配慮者利用施設への洪水予報の伝達に関すること。 6 各班の応援に関すること。
地域活動班 (道路課長) (水とみどりの課長)	1 水防資器材の購入及び受払、労力、車両等調達、輸送に関すること。 2 水防資器材の配分、輸送計画に関すること。 3 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 4 水防資器材の点検、購入、輸送及び貸出に関すること。 5 所管工事現場等の警戒巡視及び指示に関すること。 6 危険箇所及び管内警戒巡視に関すること。 7 公共土木施設の被害状況調査及び情報収集に関すること。 8 管内河川の監視及び水位等の点検に関すること。 9 被害状況の確認、拡大の防止及び応急措置に関すること。 10 日本橋際ポンプ、人形町共同溝の排水機の点検、操作に関すること。 11 海岸の監視及び水位等の点検に関すること。 12 上記各項の記録、報告に関すること。 13 各班の応援に関すること。

(注) 本業務分担は状況により変更するものとする。

## 3 第一建設事務所

都の水防計画の定めるところにより活動態勢をとる。

班 名	業務分担
所長・副所長	総括指導
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班の連絡調整に関する事。</li> <li>2 水防資器材の購入、及び受払、労力、船車の調達、輸送に関する事。</li> <li>3 各班に属さない事。</li> </ol>
情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関する事。(内水を含む)。</li> <li>2 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報、及び資料の収集、整理に関する事。</li> <li>3 土砂災害警報情報の収集・整理に関する事。</li> <li>4 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関する事。</li> </ol>
技術班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防作業の技術支援、及び指導に関する事。</li> <li>2 水防実施状況の調査、及び報告に関する事。</li> <li>3 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関する事。</li> <li>4 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関する事。</li> <li>5 がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関する事。</li> <li>6 危険箇所の警戒巡視に関する事。</li> <li>7 雨量、水位、潮位等の観測に関する事。</li> <li>8 工区班応援に関する事。</li> <li>9 占用企業者への指示、連絡に関する事。</li> <li>10 排水ポンプ車の操作応援に関する事。</li> </ol>
工務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防資器材の受払の調整に関する事。</li> <li>2 水防資器材の配分、輸送計画に関する事。</li> </ol>
工区班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 雨量、水位、潮位等の観測に関する事。</li> <li>2 所管工事現場等の警戒巡視に関する事。</li> <li>3 水防作業の技術支援、及び指導に関する事。</li> <li>4 公共土木施設の被害状況調査に関する事。</li> <li>5 がけ崩れの被害状況調査に関する事。</li> <li>6 危険箇所の警戒巡視に関する事。</li> </ol>

4 東京港建設事務所

(1) 組織と業務分担

班 名		電 話	業 務 分 担
高潮対策センター	情報連絡班 (防災担当)	3521-3013 (内) 210	1 連絡調整及び報告事項の整理保存 2 情報機関との連絡調整 3 局及び関係防災機関との情報連絡並びに通告 4 災害情報の収集及び伝達 5 有線電話設備の管理 6 他の課及び係に属さない事項
	調 達 班 (防災担当)	3521-2961 (内) 215	1 食料の調達及び配布 2 非常用資器材の調達並びに輸送力の確保 3 医療援護
	指 令 班 (防災担当)	3521-3013 (内) 210	1 各地区保守係との指令伝達情報連絡、気象状況等収集報告、災害記録作成報告 2 高潮非常配備態勢動員編成 3 水防活動状況、防災施設の被害状況の把握 4 無線設備の管理
	防護第1班 (東部地区保守担当)	3521-2791	1 所管地区内の施設運転操作 2 災害対策資器材等の輸送 3 海岸保全施設の巡回、監視、警戒、決壊及びその他異常発見報告
	防護第2班 (南部地区保守担当)	3471-7818	4 気象海象等観測 5 海岸保全施設災害応急対策 6 海岸保全施設の運転操作に伴う関係官公庁及び関係民間団体への通告 7 海岸保全施設等の巡回点検
施設補修班 (維持保全担当)	3531-3026	1 災害応急復旧対策技術指導	

(2) 水防用無線配置状況

※ 高潮対策センターの水防用無線配置状況は、資料編（152ページ）を参照。

#### 第4 防災機関の活動態勢等

1 鉄道施設

※ 鉄道施設については、第2部第3編第2章（104ページ）を準用。

2 ライフライン施設

※ ライフライン施設については、第2部第3編第4章（119ページ）を準用。

3 消防署

※ 消防署の活動については、第2編第4編第2章（157ページ）を準用。

4 警察署

※ 警察署の活動については、第2編第4編第3章（162ページ）を準用。

5 自衛隊

※ 自衛隊の活動については、第2編第4編第4章（167ページ）を準用。

6 海上保安庁

※ 海上保安庁の活動については、第2編第4編第5章（172ページ）を準用。

**第2章 水防対策**

**第1 水門、排水機等の操作**

1 東京港建設事務所

高潮・津波等の災害に対処するため、「東京港海岸保全施設操作規程」及び「東京港海岸保全施設管理細則」の定めるところにより、必要な措置をとる。

※ 東京港建設事務所所管陸こう一覧は、資料編(153ページ)を参照。

(1) 水門の操作

施設名	所在地	操作基準
佃水門 (3521-3019)	晴海一丁目 1番26号地先	《警戒態勢時（台風）》 1 辰巳水門の外水位がA.P. +1.85mのとき、水門を閉鎖する。 2 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。
朝潮水門 (3521-3019)	晴海五丁目 1番62号地先	《警戒態勢時（地震）》 1 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、水門を閉鎖する。 2 気象庁が震度4の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度4を表示したとき、及び東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。
浜前水門 (3521-3019)	勝どき三丁目 14番13号地先	3 気象庁が震度5弱以上の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度5弱以上を表示したとき、水門を閉鎖する。 4 安全を確認したとき、水門を開放する。
築地川水門 (3471-7818)	浜離宮庭園 1番1号地先	《準警戒態勢時（異常潮位）》 1 辰巳水門の外水位がA.P. +2.50mを超えるおそれのある場合、佃、朝潮、浜前水門については朝潮水門の外水位がA.P. +2.35mのとき、また、築地川、汐留川水門については築地川水門の外水位がA.P. +2.35mのとき水門を閉鎖する。 2 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。
汐留川水門 (3471-7818)	浜離宮庭園 1番1号地先	

(2) 排水機場の操作

施設名	所在地	操作基準
浜離宮 排水機場 (3471-7818)	浜離宮庭園 1番1号先	《警戒態勢時（台風）及び準警戒態勢時》 1 築地川及び汐留川の各水門閉鎖後、築地川水門の内水位がA.P. +2.50mを超えるおそれがあるとき、運転を開始し、排水する。 2 内水位が上昇するおそれのなくなったとき、運転を停止する。  《警戒態勢時（地震）》 1 状況に応じて排水する。

## (3) 陸こう及び逆流防止扉の操作

施設名	所在地	操作基準
陸こう及び 逆流防止扉	資料編 (153ページ) 参照	<p>《台風及び異常潮位》</p> <p>1 気象庁が東京地方に高潮注意報を発表したとき、地盤高など A.P. +3.5m以下の陸こうを閉鎖する。(中央区管内では月G-17, 18, 21) 閉鎖開始は、A.P. +2.4m</p> <p>2 気象庁が東京地方に高潮警報を発表したとき、全陸こう及び全逆流防止扉を閉鎖する。A.P. +2.8m (中央区管内では月G-7, 14, 15)</p> <p>3 外水位が下降し、浸水のおそれのなくなったとき、開放する。</p>

## 2 下水道局

## (1) 東京都下水道局高潮対策防潮扉の操作

## ア 施設の目的

隅田川高潮堤(右岸)並びに日本橋川高潮堤にある下水道吐口の防潮扉は、高潮による水災を防ぎよし、被害を軽減する目的で設置している。

※ 東京都下水道局高潮対策防潮扉位置図は、資料編(154ページ)を参照。

## イ 監視及び警戒

気象状況、水位、潮位等に応じて監視警戒を行う。

## ウ 水位は潮位が閉塞水位に達し、なお上昇のおそれがある場合は防潮扉を閉塞する。

※ 東京都下水道局高潮対策防潮扉一覧表は、資料編(156ページ)を参照。

## エ 防潮扉の開扉

高潮のおそれが解消したと認められたとき、又は内水が河川水位と同水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき閉塞防潮扉は開扉するものとする。

3 東京都江東治水事務所

(1) 水門の操作

施設名	位置	操作基準
住吉水門	佃一丁目 地先  (隅田川と旧佃川支流との合流点)	<p>《平時》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住吉水門の外水位(隅田川の水位)がA.P. +2.35mに達したとき操作を開始し当該水門の門扉を閉鎖する。</li> <li>その後、外水位が下降して、内水位(当該水門の内水位計で観測する河川の水位)と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。</li> </ol> <p>《警戒体制時》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住吉水門の外水位(隅田川の水位)がA.P. +1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは水門の門扉を閉鎖する。</li> <li>その後、外水位が下降して内水位(佃支川の水位)と同水位になったときは水門扉を開放する。</li> </ol> <p>《地震・津波時(操作の特例)》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>震度5弱以上の地震が発生したときに、水位がA.P. +2.35m以上の場合は、直ちに閉鎖する。なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</li> <li>津波警報が発令されたときは、直ちに閉鎖する。</li> <li>その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</li> </ol>
月島川水門	月島三丁目 地先 勝どき一丁目	<p>《平時》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>月島川水門の外水位(隅田川の水位)がA.P. +2.35mに達したとき操作を開始し、水門の門扉を閉鎖する。</li> <li>その後、外水位が下降して内水位(当該水門の内水位計で観測する河川の水位)と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。</li> </ol> <p>《警戒体制時》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>月島川水門の外水位(隅田川の水位)がA.P. +1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは水門の門扉を閉鎖する。</li> <li>その後、外水位が下降して内水位(月島川の水位)と同水位になったときは水門扉を開放する。</li> </ol> <p>《地震・津波時(操作の特例)》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>震度5弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</li> <li>津波警報が発令されたときは、直ちに閉鎖する。</li> <li>その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</li> </ol>
日本橋水門	日本橋茅場町一丁目 地先 新川一丁目	<p>《平時》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>開扉のままとする。</li> </ol> <p>《警戒体制時》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>日本橋水門の外水位(日本橋川又は隅田川の水位)が上昇してA.P. +2.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。</li> <li>その後、外水位が下降して内水位(亀島川の水位)と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</li> </ol> <p>《地震・津波時(操作の特例)》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>震度5弱以上の地震が発生したときに、水位がA.P. +2.85m以上の場合は、直ちに閉鎖する。なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</li> <li>津波警報が発令されたときは、直ちに閉鎖する。</li> <li>その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</li> </ol>
亀島川水門	湊一丁目 地先 新川二丁目	<p>《平時》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>開扉のままとする。</li> </ol> <p>《警戒体制時》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>日本橋水門の外水位(日本橋川又は隅田川の水位)が上昇してA.P. +2.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。</li> <li>その後、外水位が下降して内水位(亀島川の水位)と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</li> </ol> <p>《地震・津波時(操作の特例)》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>震度5弱以上の地震が発生したときに、水位がA.P. +2.85m以上の場合は、直ちに閉鎖する。なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</li> <li>津波警報が発令されたときは、直ちに閉鎖する。</li> <li>その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</li> </ol>

## 第2 監視及び警戒

- 1 水防管理者は、その管内における河川、海岸、堤防等の巡視を行い、水防上危険と認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。
- 2 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川、海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる

## 第3 水防活動

### 1 活動内容

- (1) 河川・海岸・堤防・区内道路等の巡視を行い水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な処置を求める。
- (2) 河川・海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡をするとともに、事態に即応した処置をとり被害の軽減に努める。
- (3) 水防作業に必要な資機材の調達を行う。

### 2 担 任

本区においては、水防法にいう水防団は置かないこととし、水防管理者並びに消防機関が水防作業にあたる。

### 3 技術指導及び訓練

水防作業に必要な技術上の指導については、水防管理者の技術職員がこれに当たり、都建設局及び第一建設事務所の技術員がこれを援助する。

### 4 準備及び出動

水防管理者は、次の場合、直ちに消防機関に対し、準備及び出動することを要請する。この場合、直ちに建設局（都水防本部）に報告するものとする。

#### (1) 準 備

- ア 河川の水位が指定通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると予想されたとき
- イ 気象状況により高潮の危険が予想されるとき

#### (2) 出 動

- ア 水防に関する注意報・警報が発せられたとき
- イ 水位又は潮位が警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき
- ウ 水位又は潮位が警戒水位に達しなくても、満潮及び気象状況等により危険のおそれがあるとき
- エ その他水防上必要と認めたとき

#### (3) 活動内容

- ア 河川、海岸、堤防等を随時巡回し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに、その管理者に連絡して必要な処置を求める。
- イ 水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、水防法第21条に基づき警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの立退きを命ずる。

ウ 消防機関の長は、水防上必要があると認めるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者、又は現場にある者を水防活動に従事させる。

エ 堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを各関係防災機関に通知する。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

オ 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、各関係防災機関と連携し直ちに出動し水防活動を行う。

カ 消防機関は、救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。

5 応援

(1) 水防管理者は、緊急の必要のあるときは、他の水防管理団体に対し応援を求める。

(2) 応援を求められた者は、応援を求めた水防管理者の下に行動するものとする。

(3) 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、所轄の警察署長に対して警察官の出動を求める。

(4) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

(5) 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、現場にいる者を水防に従事させる。

6 避難

水防管理者は、著しい危険が迫っていると認められるときは、避難のため立退きを指示する。この場合、所轄の警察署に通知するものとする。

7 通報、通信

(1) 水防管理者は、堤防等の施設が決壊したときは、直ちにこれを関係者に通報する。

(2) 水防管理者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に使用し、又は警察・気象管署・鉄道・電気事業・その他の専用通信施設を使用する。

8 公用負担

水防管理者は、区の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、公用負担等を命じることができる。

根拠法	従事事務又は物件等の内容	従事命令等対象者	備考
水防法	○ 土地の一時使用 ○ 土石、竹木その他資材の使用若しくは収用 ○ 車両、その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用 ○ 工作物、その他障害物の処分	○ 占有者、所有者等	第28条
	○ 水防全般	○ 区域内の住民 ○ 現場にある者	第24条

(1) 公用負担の権限

公用負担の権限は、水防管理者又は消防機関の長もしくはその委任を受けて区長の職権を行う区職員が行使することができる。(水防法第28条)

この場合、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書をその他これらの委任を受けた者にあつては、公用負担権限委任証明書を携帯し、必要ある場合にはこれを提示する。

## (2) 公用令書

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、公用負担の対象となる物件、数量、負担内容、期間、適用等必要事項を記載した公用令書（資料編 31ページ）を作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準じるべき者に手渡す。

ただし、現場の事情により、その時間的余裕がないときは、事後において速やかに処理する。

## (3) 損失補償等

区は、公用負担権限行使によって損失を受けた者に対して、水防法第28条に基づき、時価によりその損失を補償する。

なお、従事命令により、応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、条例の定めに従い損害補償する。

※ 災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例は、資料編(223ページ)を参照。

## 9 工 法

水防工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料を考慮して次の工法等を実施する。

積み土のう、月の輪、裏法積み土のう、薄鋼板土留、築廻し、折返し、矢板締切、ベニヤ板、簡易土のう等

## 10 水防実施状況報告

水防管理者は、水防作業終了後3日以内に箇所ごとにとりまとめ、都へ報告する。

※ 水防活動報告書は、資料編(157ページ)を参照。

## 第3章 情報収集及び伝達

### 第1 情報通信連絡態勢

#### 1 防災危機管理センター（総務部防災危機管理課）

- (1) 都に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- (2) 災害状況により都に連絡できない場合は、国又は総務省消防庁に対し直接連絡する。
- (3) 防災行政無線又はその他の手段により区内の防災機関や区施設等と通信を確保する。

なお、防災危機管理センターは、災害対策本部が設置された場合に災対指令部において引き続き関係機関との情報通信等一部機能を担う。

※ 防災危機管理センターについては、第2部第4編第1章（134ページ）を参照。

※ 通信連絡系統については、第2部第5編第1章（188ページ）を参照。

#### 2 水防本部（環境土木部）

本部設置前の水防態勢については、本編第1章（352ページ）を参照。

### 第2 気象情報と情報伝達

気象情報は、水防活動のための基礎的情報であり、区は、気象情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について熟知し、その情報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとする。なお、平成17年10月から日本気象協会より情報の提供を受け、区の気象情報をホームページに掲載している。

#### 1 水防活動用注意報、警報、特別警報等

##### (1) 種類と発表基準

警報・注意報は、定められた気象要素（表面雨量指数、流域雨量指数、風速、波の高さなど）の基準（表 365ページ）に到達すると予想される場合に発表される。

##### (2) 大雨注意報・警報などの切換え

注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除されるときまで継続される。

##### (3) 津波に関する情報の種類と発表基準

種類	発表基準 (予想される津波の最大波の高さ)	発表される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (特別警報)	高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	
津波警報	高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い
津波注意報	高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)

- ・津波の高さとは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であり、津波にとって潮位が上昇した高さをいう。

表 《本区についての気象情報発表基準》

(令和5年6月8日現在)

府県予報区	東京都		
地域	東京地方 (23区西部)		
種類	発表基準		
注意報	大雨	風雨、大雨によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨の注意を呼びかける。	
		表面雨量指数基準※1 16	土壌雨量指数基準※2 165
	洪水	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨の注意を呼びかける。	
		流域雨量指数基準※3 日本橋川流域=12.8 隅田川流域=40 神田川流域=23.6	複合基準※ 日本橋川流域=(8, 12.8) 隅田川流域=(13, 39.2) 神田川流域=(13, 23.6)
風	強風によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨の注意を呼びかける。 平均風速 (陸上) 13m/s (海上) 13m/s		
高潮	東京湾の潮位がT.P. 上2.0m (A.P. 上3.1m)と予想した場合		
警報	大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨の警告を呼びかける。	
		表面雨量指数基準 (浸水害) 30	土壌雨量指数基準 (土砂災害) —
	洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨の警告を呼びかける。	
		流域雨量指数基準 日本橋川流域=16 隅田川流域=50	複合基準※ 神田川流域=(26, 28.1)
風	暴風によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨の警告を呼びかける。 平均風速 (陸上) 25m/s (海上) 25m/s		
高潮	東京湾の潮位がT.P. 上4.0m (A.P. 上5.1m)と予想した場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm		

- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- ・洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の

組み合わせによる基準値を示している。

- ・洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては、「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- ※1 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害のリスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数
- ※2 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数
- ※3 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

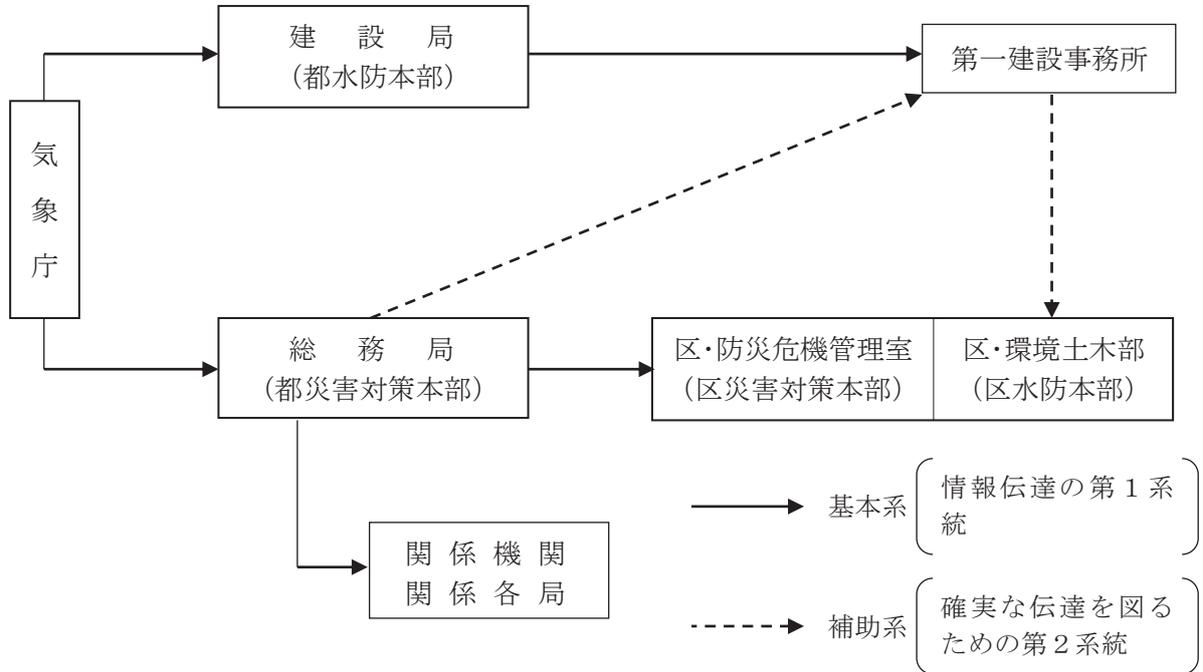
特別 警報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）や台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表される。

## 2 災害予警報等の伝達

### (1) 気象情報伝達

《気象情報伝達系統図》



### (2) 気象庁とのホットライン

気象庁東京管区気象台では、大雨時等において避難指示等の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの携帯電話等専用電話(ホットライン)を設置し、運用している。

### (3) 国や都とのホットライン

都は、平成25年10月に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえて、東京都危機管理監と区市町村長、及び荒川下流河川事務所との間にホットラインを構築し、災害が差し迫った場合で、かつ緊急性や危険度が非常に高い場合は、通常の連絡手段に加えホットラインを活用する体制を整備した。

## 第3 洪水予報と情報伝達

2つ以上の都府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのあるもので、国土交通大臣が指定した洪水予報河川について、国土交通省と気象庁は共同で洪水予報を発表する。本区に關係する洪水予報は、荒川洪水予報である。

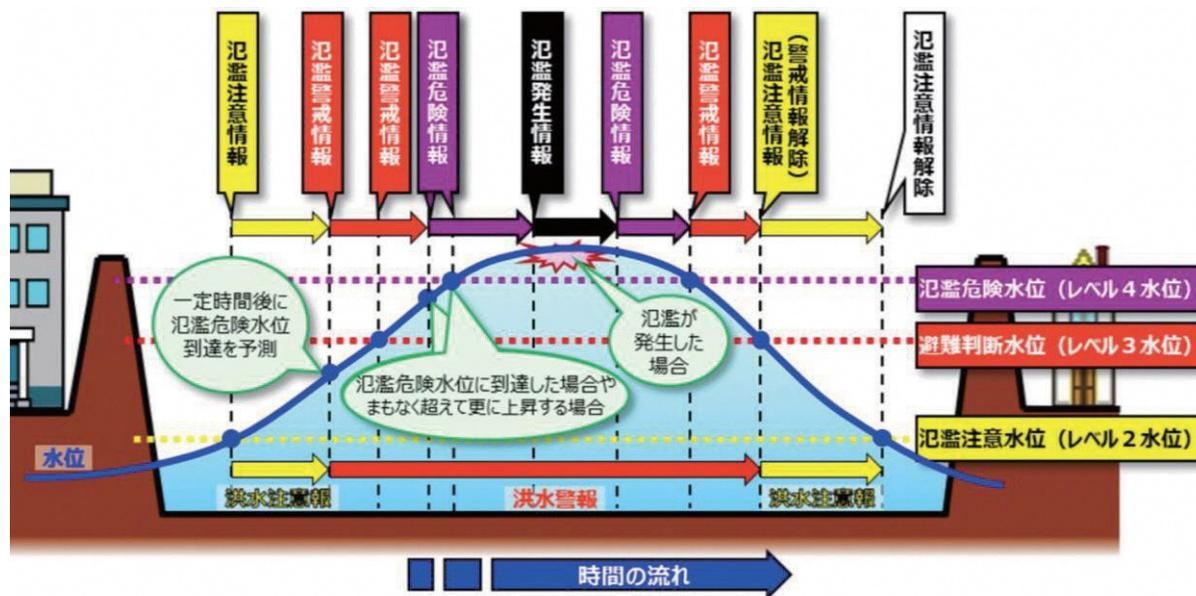
また、国土交通省が指定した河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるので、都知事が指定した洪水予報河川について、都と気象庁は共同で洪水予報を発表する。本区に關係する洪水予報は、神田川洪水予報である。

なお、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸として都知事が指定した水位周知海岸について、都は高潮による氾濫危険情報を発表する。

1 種類と発表基準

洪水予報等の種類		基準地点	発表基準
荒川洪水予報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	熊谷 治水橋 岩淵水門(上)	○ 基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
	氾濫警戒情報 (洪水警報)	注意情報の基準地点と同じ	○ 基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
	氾濫危険情報 (洪水警報)	注意情報の基準地点と同じ	○ 基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合
	氾濫発生情報 (洪水警報)	注意情報の基準地点と同じ	○ 洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
	氾濫注意情報解除	注意情報の基準地点と同じ	○ 基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき
神田川洪水予報	氾濫危険情報 (洪水警報)	番屋橋 和田見橋 南小滝橋 飯田橋	○ 基準地点のいずれかの1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
	氾濫注意情報解除	氾濫危険情報の基準地点と同じ	○ 全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき
高潮	高潮氾濫発生情報	辰巳水門	○ 基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき
	解除	氾濫危険情報の基準地点と同じ	○ 基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回ったとき

《洪水予報の発表基準(気象庁の公式サイトより引用)》



2 本区に関する予報

(1) 荒川洪水予報

種類	河川及び実施区域	予報地点						
		警戒レベル	1	2	3	4		零点高
		基準地点	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾危険水位	計画高水位	
荒川洪水予報	荒川 (旧川を除く) 左岸 埼玉県深谷市 荒川字下川原5番の2地先から海まで (旧川を除く)	熊谷	3.0m	3.5m	5.0m	5.5m	7.51m	A.P. +26.457m
	右岸 埼玉県大里郡 寄居町大字赤浜字 後古沢218番の18地先から海まで (旧川を除く)	治水橋	7.0m	7.5m	12.2m	12.7m	14.60m	A.P. -0.229m
	岩淵水門(上)	3.0m	4.1m	6.5m	7.7m	8.57m	A.P. +0.0m	

図：荒川洪水予報 実施区域図



(荒川下流域河川事務所の公式サイトより引用)

(2) 神田川洪水予報

種類	河川及び実施区域	予報地点				
		基準地点	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位	氾濫発生水位
神田川洪水予報	神田川	番屋橋	—	—	34.10m	34.93m
	左岸 三鷹市井の頭3丁目 322番地先から隅田川合流点まで	和田見橋	—	—	29.72m	30.59m
	右岸 三鷹市井の頭3丁目 322番地先から隅田川合流点まで	南小滝橋	—	—	17.96m	20.10m
		飯田橋	—	—	3.67m	5.27m

図：神田川洪水予報 実施区域図



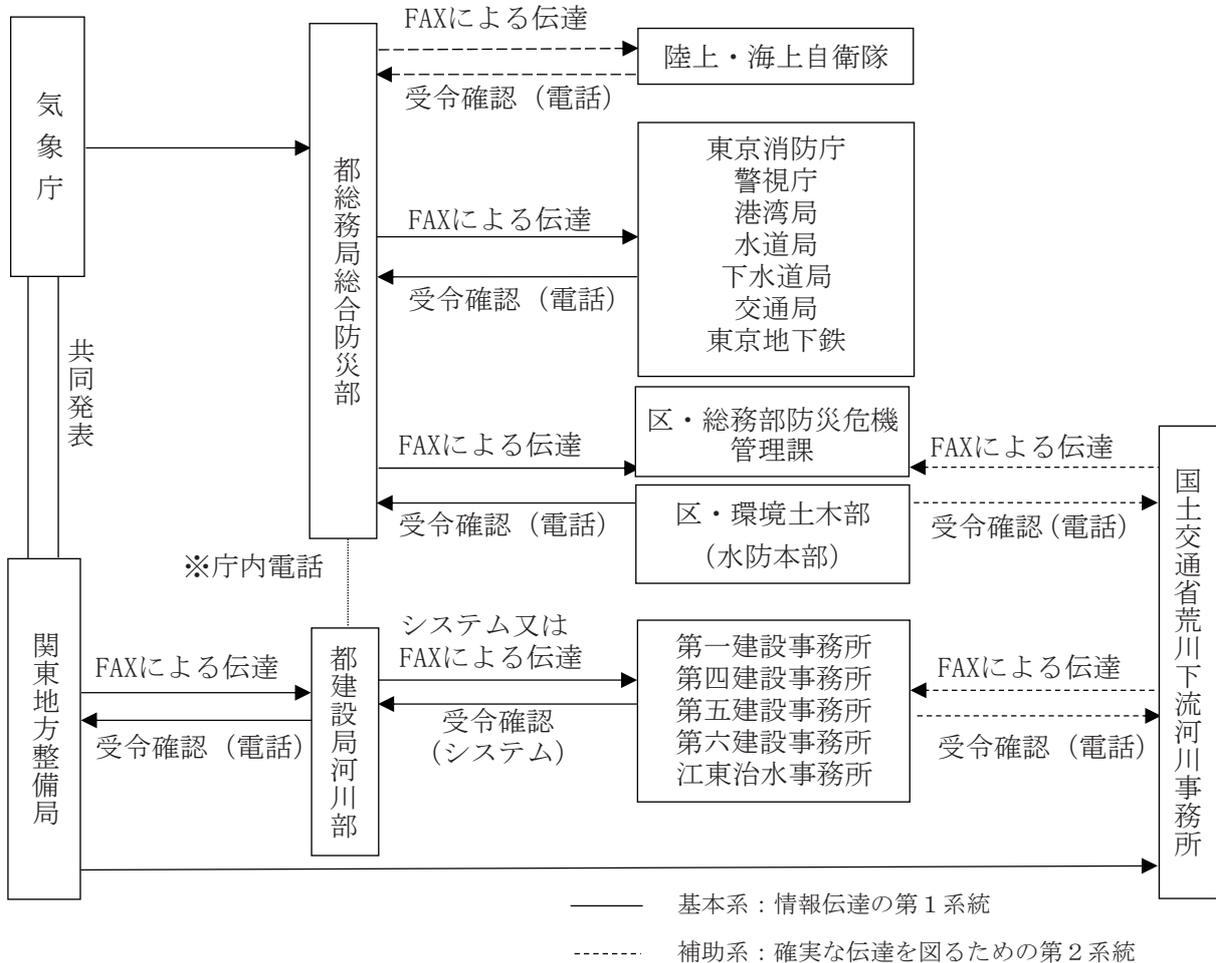
(3) 高潮氾濫発生情報

種類	区域	区間名	基準水位 観測所	高潮氾濫危険水位 (高潮特別警戒水位)	水位周知実施区間
高潮氾濫発生情報	東京湾沿岸（東京都区間） 自 大田区羽田6丁目地先の都県界 至 江戸川区臨海町6丁目地先の都県界	A. P. +3.6m区間	辰巳水門	A. P. +3.6m	東京港海岸

3 洪水予報等伝達系統図

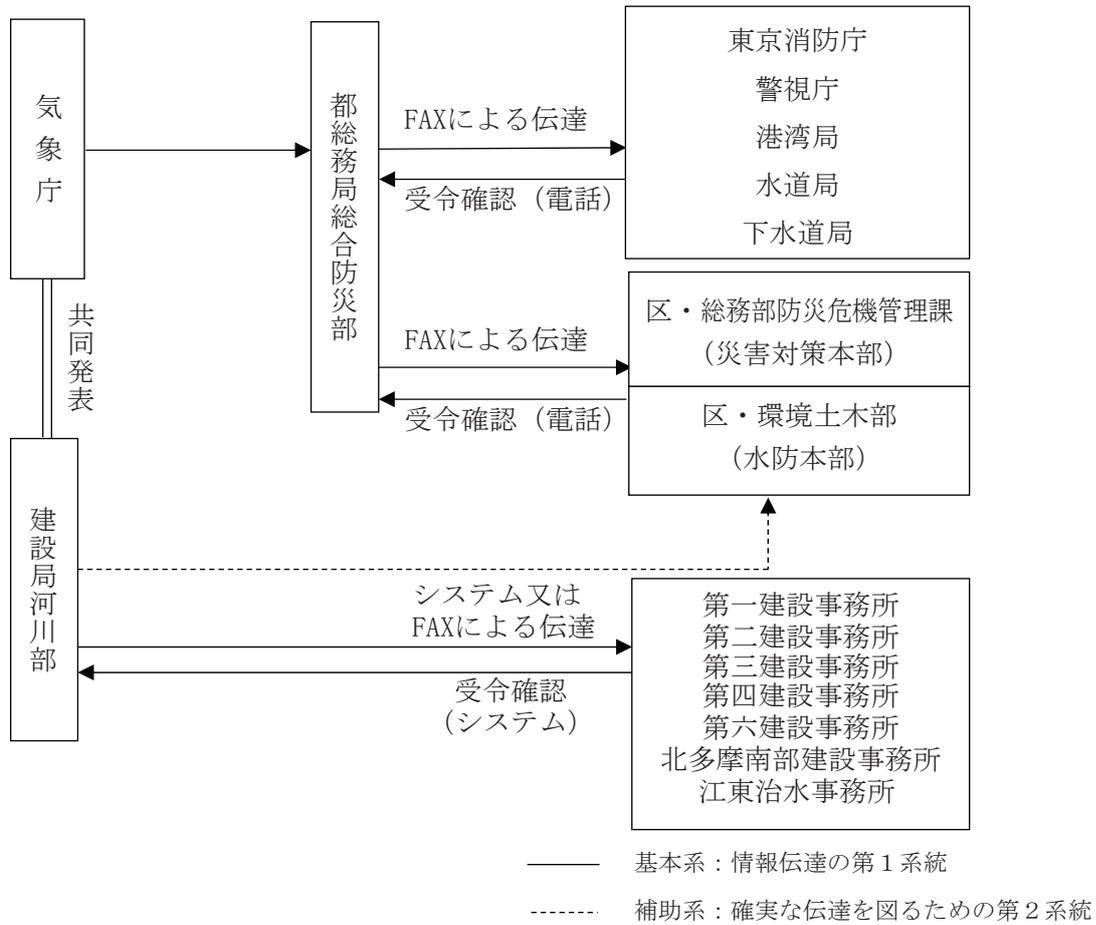
洪水予報等の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、概ね次のとおりである。

(1) 荒川洪水予報



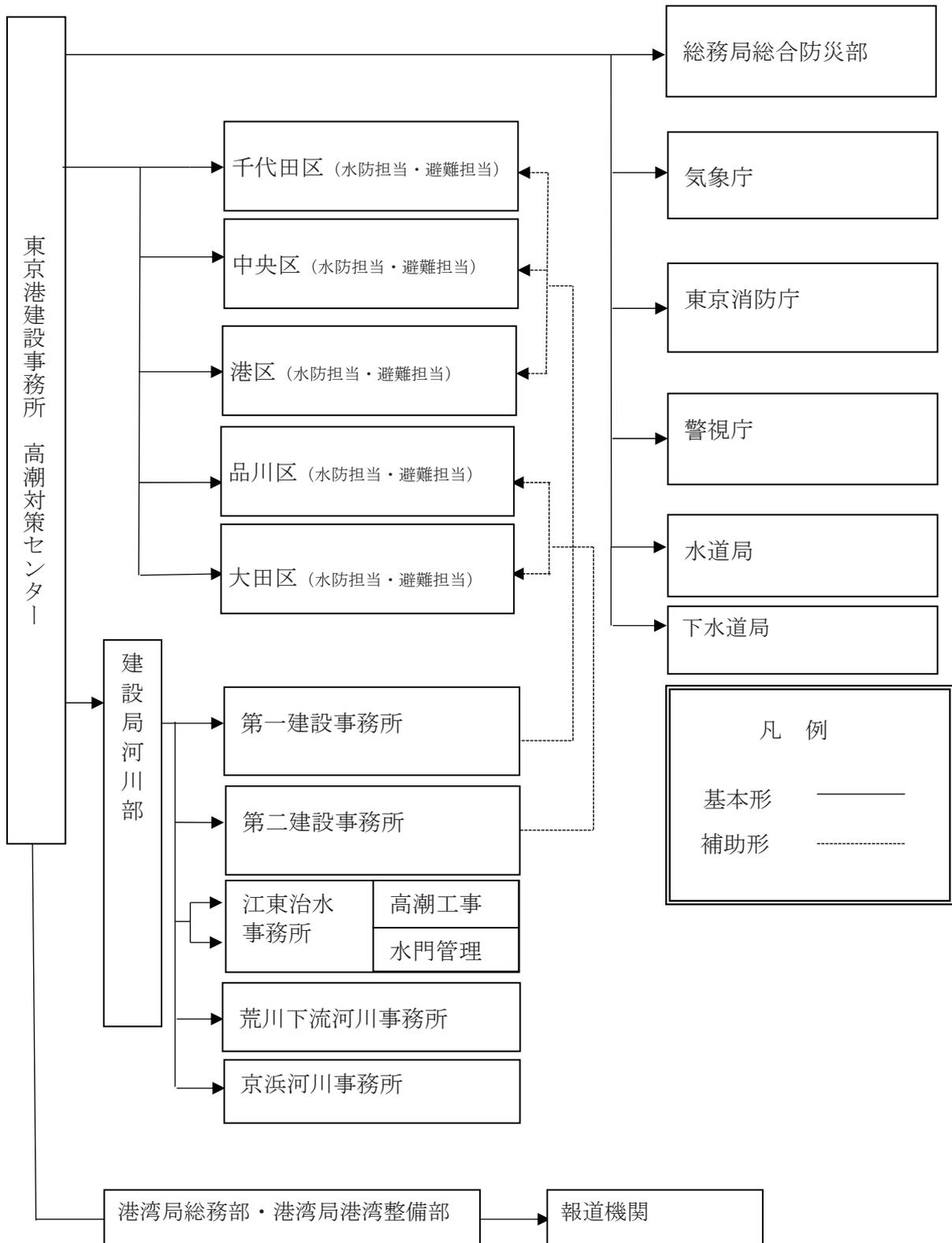
- ・ 総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報を伝達する。
- ・ 洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて都民にも伝達

(2) 神田川洪水予報



- 総合防災部からの伝達途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報を伝達する。
- 洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて都民にも伝達

(3) 東京湾沿岸（東京都区間） 高潮氾濫危険情報 伝達系統図



風水害対策計画

#### 4 洪水予報等の伝達方法

区民への重要な情報の伝達は、防災行政無線、区ホームページやLINE等のSNSを活用して行う。さらに、コミュニティFM局と連携し、状況に応じて、避難指示、被害状況、交通情報等きめ細やかな情報を提供する。

##### (1) 東京都地下街等浸水対策協議会の取組

東京都は、東京都豪雨対策基本方針の中で、地下空間における浸水対策の更なる充実を掲げ、浸水対策に取り組む大規模地下街等の管理者間の連携を促進するため「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置し、各管理者と行政が協働で計画の策定等に取り組んでいる。

区は、八重洲地区及び銀座地区の2地区において、地下街等を持つビル管理者等を中心とした部会を設け、緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定している。

各部会は、豪雨時に次の状況がいずれか1つでも発生した場合においては非常体制に移行し、緊急連絡体制を活用して構成員同士が浸水の発生状況や浸水対策の実施状況を随時メール及びFAXで共有することとしている。

ア 気象庁から大雨特別警報が発表されたとき

イ 気象庁等から荒川又は神田川の氾濫危険情報が発表されたとき

ウ 地下街等において浸水の危険性が生じたと判断される時

エ 地下街等において浸水が発生したとき

オ 中央区等から避難指示が発令されたとき

## 第4 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与えるために発令される。都及び水防管理団体は、その情報の目的及び性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法について精通し、その情報を利用して効果的な水防活動に努めるものとされている。

水防法では、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼及び海岸について、水防警報を発表することになっている。

本区に係わる河川については、国土交通大臣が行う水防警報の指定を受ける河川はない。都知事が管理する中小河川では、短時間に水位が急激に上昇するため、実態として水防警報を発表することは困難であるとされ、水防警報を行う河川の指定をしていない。

都建設局では、「水防災総合情報システム」で収集した雨量、河川水位、潮位等の情報を、都総務局の「災害情報システム」を通じて、リアルタイムで各水防団体や関係機関に配信している。都がこのような防災システムを活用した情報伝達を確実にを行うことにより、本区は水防活動に関する判断を的確に行うことができるようになった。本区は、都から配信された災害情報や気象状況等を踏まえて、独自の判断により大雨洪水、高潮又は津波のおそれがあると判断したときは、直ちに水防本部を設置するとともに、設置した旨を関係機関に通報し、水防活動態勢を整えるものとする。

## 第5 区による広報活動

### 1 災害広報情報の収集

水防本部は、各種情報について検討し、区民等への広報及び報道機関への発表等に備える。そのため、警察署、消防署等防災関係各機関との連携を緊密に行い、災害の発生状況、交通機関の運行状況、交通規制の状況等情報収集に万全を期する。

### 2 区民等への広報

危険が予想される地域に対して、警戒態勢、注意事項、避難指示、避難誘導等について、広報車のほか区ホームページ、SNS、安心安全メール、防災マップアプリ、区防災行政無線、FMラジオ、ケーブルテレビなどの適切な手段により広報を行う。

また、区ホームページ、安全安心メール及び防災マップアプリでは、多言語により情報提供を行う。

### 3 放送要請

※ 都への広報の応援要請については、第2部第5編第2章第1「2 放送要請」(196ページ)を参照。

## 第6 被害状況の報告体制

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都へ報告する。都へ報告ができない場合には、国(総務省消防庁)へ報告する。

### 1 報告すべき事項

災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項

### 2 報告の方法

原則として、DISの入力による(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、東京都防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる伝達手段により報告する)。

### 3 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	DIS入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置 概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定 報 告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

### 4 災害救助法に基づく報告

※ 災害救助法に基づく報告については、第2部第10編第11章「災害救助法等」(326ページ)を準用。

## 第4章 警備・交通規制

### 第1 警備活動

#### 1 警察署

災害が発生した場合には、被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

風水害発生時における警察活動はおおむね次のとおりである。

- (1) 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- (2) 災害知己における災害関係の情報収集
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出、救護
- (5) 避難者の誘導
- (6) 危険物の保安
- (7) 交通秩序の確保
- (8) 犯罪の予防及び取締り
- (9) 行方不明者の調査
- (10) 遺体の調査等及び検視

#### 2 東京海上保安部

※ 第2部第4編第5章「海上保安庁への支援要請」(172ページ)を準用。

### 第2 交通規制

- (1) 交通情報の収集に努める。
- (2) 広域的な災害が発生した場合に、道路交通法に基づき行う交通規制においては、東京都公安委員会の決定に基づき、必要な措置を実施する。
- (3) 交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋の応急補強並びに排水等については、各防災機関に連絡する。

## 第5章 避難者対策

### 第1 避難行動の分類

- 1 風水害における避難行動について、「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月内閣府)では、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本としている。一方で、既に河川が氾濫している場合など、緊急を要する状況下では、避難所等へ避難する途上で被災することも考えられる。

そのため、避難のための立退きがかえって危険な場合は、自宅等の屋内に留まったり、堅固な建物の上階へ移動(垂直移動)するほうが安全な場合もあり得ることから、災害対策基本法の改正(令和3年5月施行)により「避難のための立ち退き」の指示に加え、「屋内での退避等安全確保措置」の指示ができるようになった。

- 2 本区では、中高層建物の占める割合が高く、かつ、区内に土砂災害警戒区域等の指定もないこ

とから、大雨、高潮、洪水等による風水害発生時においては、警察署等の防災機関と協議の上、屋内に留まったまま安全確保が図れる区民等に対しては、屋内退避を要請する。

《避難指示等一覧》

措置	根拠	権限者
○避難のための立ち退きの指示 ○屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第61条第1項及び第3項	区市町村長
(区市町村長が指示できない、若しくは求めるとき)	災害対策基本法第61条第1項	警察官及び海上保安官
○避難のための立ち退きの指示	水防法第29条	水防管理者

3 避難指示等の発令時期の考え方

- (1) 洪水のおそれによる被害が発生するおそれがあるとき
- (2) 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき
- (3) 河川の上流地域が水害をうけ、下流地域に危険があるとき
- (4) 集中豪雨等により地下空間等への急激な浸水危険があるとき
- (5) その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められたとき

※ 津波については、第2部第7編第1章「避難体制」(228ページ)を参照。

4 避難指示等の発令基準

「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月内閣府)では、具体的でわかりやすい発令基準を設定し、空振りを恐れず、災害が切迫した状態であれば夜間や外出が危険な状態であっても避難指示等を発令するという基本的な考え方が示されている。

本区ではこの考え方を踏まえつつ、総合的な判断のもとに避難指示等を発令する。

《避難指示等の発令基準》

警戒レベル	名称	発令時の状況	区民が取るべき行動
5	緊急安全確保	○ 災害による被害が発生又は切迫した状況 (この状況下では災害状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令される情報ではない)	○ 避難指示等の発令後で避難中の居住者等は確実に避難を完了 ○ 避難していない居住者等は、避難行動に直ちに移動、もしくはそのいとまがない場合は、命を守る最低限の行動
4	避難指示	○ 災害による被害が発生する可能性が明らかに高まった状況 ○ 危険な場所から全員避難行動を開始しなければならない段階	○ 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)
3	高齢者等避難	○ 災害による被害が予想される状況 ○ 避難に時間を要する要配慮者(避難行動要支援者を含む)は避難行動開始しなければならない段階	○ 避難に時間を要する要配慮者(避難行動要支援者を含む)は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)開始 ○ 上記以外はいつでも避難できるよう非常時持出品の用意等準備を開始したり、自主的に避難

※ 警戒レベル2「大雨・洪水注意報等」警戒レベル1「早期注意情報」は気象庁が発表する。

なお、洪水については、本区では荒川の氾濫に伴う浸水被害が想定されるが、本区に浸水が始

まるのは荒川堤防の破堤から12時間後の想定であるため、状況に応じて警察、消防等の関係機関と協議の上、避難指示等の判断をすることとなる。

※「中央区洪水ハザードマップ(荒川版)」は、資料編(140ページ)を参照。

5 都知事に対する報告

避難の指示をした場合、区長(本部長)は直ちに都知事へその旨を報告するものとする。

6 避難指示等の伝達

避難指示等の情報伝達は、防災行政無線、緊急告知ラジオ、安全安心メール、区ホームページ、X(旧Twitter)、Facebook等、ケーブルテレビ、スピーカー付き庁有車等の手段により行う。

なお、避難行動要支援者など特に避難に時間を要する者に対して早めのタイミングで避難行動を開始できるよう警察、消防、消防団及び防災区民組織等と連携し、高齢者等避難開始の情報を伝達する。

## 第2 避難誘導

風水害時における区の避難方針は、浸水被害が及ばない上階へ移動する「垂直避難」を原則としているが、上階へ避難することができない木造住宅等の居住者については、区は警察署、消防署と協力して最寄りの指定緊急避難場所に誘導する。

## 第3 避難施設の役割と開設・運営

1 自主避難所

区は、台風が直撃または本区に大きな影響を与える可能性があるなどの場合には、暴風雨や高潮などを不安に感じる区民等が滞在する施設として、必要に応じて自主避難所を開設する。

2 指定緊急避難場所等

※ 第4部第2編第2章「第1 指定緊急避難場所の指定」(346ページ)を参照。

※ 第2部第7編第2章「第2 防災拠点及び副拠点の開設、管理運営」(239ページ)を準用。

## 第4 広域避難

平成22年4月に国の大規模水害対策に関する専門調査会が発表した想定によると、荒川の堤防が決壊するなどの大規模水害が発生した場合、排水施設が全て可動するケースであっても、浸水地域の排水完了まで約5日を要すると想定されている。

大規模水害の発生時においては、家屋退避の際には孤立化が考えられるため、区では、都及び隣接区と連携して、区民を区外等浸水被害が少ない地域へ退避する広域避難を実施する。

1 体制の整備

区は、大規模水害が発生した際の状況等を区民に周知するとともに、自主避難を含む事前避難の重要性を普及・啓発し、避難行動への意識向上に努める。

2 大規模水害時の避難所

避難対象区域は、原則として荒川の堤防が決壊した際に、浸水が想定される地域(京橋地域及び日本橋地域)とし、区は洪水・浸水が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に指定緊急避難場所として指定した施設を避難所として活用する。

### 3 避難誘導

#### (1) 広域避難の要請

区長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、避難者を指定緊急避難場所に避難させることが困難なときは、都本部に要請する。

なお、特別区相互支援体制により支援区に広域避難の協力を直接要請した場合、区長は、その旨を都本部へ報告する。

#### (2) 避難指示及び誘導

避難者の受入施設が確定した後、区は、次の事項に留意するとともに避難情報の発令及び区民の避難誘導を実施する。

ア 要配慮者については優先的に避難させる。

イ 水害時に使用可能な指定緊急避難場所へ避難させる。

ウ 水害時に使用可能な支援区の避難所へ避難させる。

エ 避難のための立退きが危険な場合は、屋内退避の指示を行う。

### 4 避難方法

区は、交通機関が運行可能な状況の場合、避難先の防災拠点又は支援区の避難所を案内の上、鉄道等の公共交通機関により避難するよう周知する。

自力で危険区域外への避難が困難な避難行動要支援者については、防災拠点へ一時的に避難誘導を行い、そこから都が調達したバス等で避難先へ向かう。

### 5 避難所の開設・運営

区は、区長からの要請に基づき開設された支援区の避難所に職員を派遣し、支援区が実施する避難所運営に協力する。

### 6 広域避難者に対する支援

区は、避難者に対して全国避難者情報システムへの登録を呼びかけるとともに、避難者の実態やニーズを把握し、情報伝達手段の確保と情報の周知、都及び他の区市町村との広域連携等必要な対策を実施する。

## 第6章 公共施設等の応急・復旧対策

---

※ 道路・橋りょう等については第2部第3編第1章（96ページ）を準用。

※ 鉄道施設については第2部第3編第2章（104ページ）を準用。

## 第7章 ライフライン施設の応急・復旧対策

---

※ 第2部第3編第4章（119ページ）を準用。

## 第8章 区民生活の早期再建

---

※ 第2部第10編（279ページ）を準用。